

越谷市放射線測定機器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等が市内の身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線測定機器（以下「測定機器」という。）を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 測定機器の貸出対象者は、市内に住所を有する20歳以上の者、市内に事業所を有する事業者又は市内の自治会とする。

(貸出機器)

第3条 貸し出す測定機器は、シンチレーション式放射線測定機器とする。

(貸出回数等)

第4条 測定機器の貸出回数は、同一の貸出対象者につき週1回とする。

2 測定機器の貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 休日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）を除く月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の午前9時から午後4時までの7時間

(2) 金曜日（金曜日が休日にあたるときは、その前の平日）の午後4時30分から翌月曜日（月曜日が休日にあたるときは、その次の平日）の午前9時まで

ただし、貸出しは平日の午後5時15分までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 測定機器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(費用負担)

第5条 測定機器の貸出しは、無料とする。

(借用申込み)

第6条 測定機器を借用しようとする者は、借用日の前の平日までに、あらかじめ電話で借用の予約を行わなければならない。

2 前項の予約の受付は、休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(以下「開庁時間」という。)とする。

3 第1項の予約をした者(以下「予約者」という。)は、測定機器の貸出しを受ける日以降でなければ、再度予約することはできないものとする。

4 予約者は、測定機器の借用時に、越谷市放射線測定機器借用申込書(第1号様式)に運転免許証その他本人確認ができる書類の写しを添付して市長に提出し、当該書類の原本を提示しなければならない。この場合において、予約者が市内に事業所を有する事業者であるときは、当該事業所の所在地を証する書類を併せて提示しなければならない。

(貸出場所及び返却場所)

第7条 測定機器の貸出場所及び返却場所は、越谷市役所環境経済部環境政策課とする。

(返却)

第8条 測定機器を借用した者(以下「借用者」という。)は、借用期間内に測定機器を返却しなければならない。ただし、返却時間は、開庁時間内とする。

(使用の範囲)

第9条 放射線量の測定は、越谷市内で自己の所有する土地、建物又は自己が管理する土地、建物において行うものとする。

2 放射線の測定を他の者が所有する土地、建物又は他の者が管理する土地、建物において測定する場合は、自己の責任において、当該土地又は建物の所有者の許諾を受けた上で測定を行うものとする。

(禁止事項)

第10条 借用者は、当該測定機器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 放射線量測定以外の行為
- (2) 営利目的の活動
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある行動
- (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、測定機器を使用することが適当でない事項

(予約の取消し等)

第11条 市長は、故障その他の理由により測定機器を貸し出すことができないときは、予約の受付を中止し、又は予約を取り消すことができる。

2 市長は、予約者又は借用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、予約を取り消し、又は現に貸し出している測定機器を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正手段があったと明らかになったとき。
- (2) この要領の規定に違反したとき。
- (3) 測定機器の貸出しが適当でないと認められるとき。

(損害賠償等)

第12条 借用者は、測定機器を毀損し、又は亡失したときは、これを原状回復し、又はその損害を賠償するものとする。

2 借用者が測定機器を原状に回復しないで返却したときは、市長は、借用者に対し当該回復に必要な費用を請求することができる。

(市の免責)

第13条 測定機器の誤った使用方法により生じた事故又は借用期間中に

おける測定機器の管理不備により生じた事故による損害については、市は、その賠償の責を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、測定機器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年1月30日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項、第11条(予約の取消しに係る部分に限る。)並びに次項の規定は、同年2月20日から施行する。

(平成24年3月1日から同年3月31日までの間の借用に係る予約)

- 2 平成24年3月1日から同年3月31日までの間に測定機器を借用しようとする者については、第6条第1項中「借用日の属する月の前月の5日(当該日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その翌日)から」とあるのは、「平成24年2月20日から」とする。

附 則 (平成24年6月26日市長決裁)

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

越谷市放射線測定機器借用申込書

年 月 日

越谷市長 宛

申込者 住 所 越谷市

（事業所の場合は、事業所の所在地を記載してください。）

氏 名

（事業所の場合は、事業所の名称及び借用者の氏名を記載してください。）

電話番号

（借用期間中に連絡がとれる番号を記載してください。）

以下の留意事項を承諾したうえで、次のとおり借用を申し込みます。

また、申込みに際し、本人確認のため、身分証明書の写しを提出することを承諾します。

借 用 期 間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 () 午前9時～午後4時
	<input type="checkbox"/> 年 月 日 () 午後4時30分～ 年 月 日 () 午前9時
使 用 場 所	<input type="checkbox"/> 住所地と同じ
	<input type="checkbox"/> その他 (越谷市)
借 用 機 器	

【留意事項】

- 測定機器の使用に際しては、以下の事項は行わないでください。
 - 越谷市外で測定すること。
 - 無断で他の方の所有・管理する土地・建物で測定すること。
 - 放射線量測定以外の行為
 - 営利目的の活動
 - 第三者への転貸・譲渡・担保等
 - 特定の個人や団体等の利益に供する行為、これらに対する誹謗・中傷等、そういった疑いや誤解を招くような行為
- 返却は、借用期間内に行ってください。
- 測定機器を、毀損・亡失したときは、原状回復又は損害賠償をしていただきます。
- その他、測定機器の使用方法、注意事項を守ってください。
誤った使用方法により生じた事故、借用期間中の機器の管理不備により生じた事故による損害については、市は責任を負いません。

市記入欄（この欄は、記入しないでください。）

受付		返却			
本人確認書類		担当	返却日時	動作確認	担当
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート		月 日	正常	
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他 ()		時 分	異常	